



平成 29 年 5 月 24 日

各位

会 社 名: リスクモンスター株式会社代表者名:代表取締役社長 藤本 太一

(コード番号:3768 東証第二部)

問合せ先: 財 務 経 理 部

(TEL 03-6214-0331)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成29年5月24日の取締役会決議において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

本制度は、コーポレートガバナンス・コードにおいて求められる中長期的な業績とリスクを報酬に反映させ、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の業務執行取締役及び執行役員に対し、譲渡制限付株式を交付する報酬制度を導入するものです。

なお、本制度は、平成 28 年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の 譲渡制限その他の条件が付されている株式が交付された場合について、役員等における所得税の課税時期、 法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたも のです。

2. 本制度の概要

(1) 枠組み

本制度は、業務執行取締役及び執行役員が、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことで、発行又は処分された当社の普通株式の割当てを受けるものです。なお、業務執行取締役及び執行役員は、当社との間で、一定期間の当該株式の譲渡禁止及び任期中の辞任等一定の事由が生じた場合に当社による当該株式の無償取得を義務付ける譲渡制限付株式割当契約を締結することとします。

(2) 対象

当社の業務執行取締役及び執行役員を本制度の対象とします。

(3)報酬の額

本制度に基づき業務執行取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 36 百万円以内とし、執行 役員へ支給する金銭報酬債権の総額は、各執行役員の職務報酬を基準に合理的な範囲で定めることといたし ます。また、各業務執行取締役及び執行役員への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において



決定いたします。

(4) 本制度により交付する株式数と払込金額

本制度により業務執行取締役及び執行役員に割当てられる当社の普通株式の総数は年40,000 株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として業務執行取締役及び執行役員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

(5) 割当契約

本制度による当社の普通株式の割当てに当たっては、当社と業務執行取締役及び執行役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①業務執行取締役及び執行役員は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②任期中の辞任等一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

3. 株主総会への付議

本制度においては、業務執行取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、平成29年6月27日開催予定の第17回定時株主総会において、現状の取締役報酬とは別枠で本制度にかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得ることを予定しております。

以上